

【FdData 中間期末：中学社会公民：地方自治】

[\[地方公共団体・地方自治\]](#) / [\[地方公共団体の仕事\]](#) / [\[地方議会と首長\]](#) / [\[直接請求権\]](#) /
[\[住民参加の拡大\]](#) / [\[地方財政\]](#) / [\[地方財政の健全化\]](#) / [\[総合問題\]](#) /
[FdData 中間期末製品版のご案内](#)]

[\[FdData 中間期末ホームページ\]](#) 掲載の pdf ファイル(サンプル)一覧

※次のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると、新規ウィンドウが開きます

社会：[\[社会地理\]](#)，[\[社会歴史\]](#)，[\[社会公民\]](#)

理科：[\[理科 1 年\]](#)，[\[理科 2 年\]](#)，[\[理科 3 年\]](#)

数学：[\[数学 1 年\]](#)，[\[数学 2 年\]](#)，[\[数学 3 年\]](#)

※全内容を掲載しておりますが、印刷はできないように設定しております

【】 地方自治

【】 地方公共団体・地方自治

[地方公共団体]

[問題](2 学期期末)

わたしたちが住んでいる都道府県・市町村・特別区を地方自治体、または何というか。

[解答欄]

[解答]地方公共団体

[解説]

都道府県・市町村・特別区を地方公共団体(地方自治体)という。特別区とは東京都の 23 区のこと、市とはほぼ同じ権限をもっている。横浜市、大阪市、名古屋市などの政令指定都市に置かれている行政区は市の一部であり、独立した地方公共団体ではない。

[地方公共団体(地方自治体)]
都道府県・市町村・特別区

※出題頻度：「地方公共団体(地方自治体)△」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い)，○(出題頻度が高い)，△(ときどき出題される))

[問題](後期中間)

地方自治を行う単位である地方公共団体には 3 つの種類がある。3 つとも答えよ。

[解答欄]

[解答]都道府県，市町村，特別区

[住民自治・地方自治]

[問題](2 学期中間)

住民自身が自分たちの住んでいる地域の課題を考え、住民の意思にもとづいて、それぞれの地方の運営を自主的に行うことを住民(X)という。住民(X)のためには、国から自立した地方公共団体をつくる必要がある。これを地方(X)という。文中の X に適する語句を漢字 2 字で書け。

[解答欄]

--

[解答]自治

[解説]

地域の課題は自然環境や人口構成などの地域的特色によって異なるため、課題を解決して、住民の幸福を実現するためには、住民の意思に基づいて地域を運営していく必要がある。

[住民自治・地方自治]

住民自治:住民が地域を自主的に運営
地方自治:国から自立した地方公共団体

このように、住民がそれぞれの地域の運営を自主的に行うことを^{じゅうみん じ ち}住民自治という。住民自治のためには、国から自立した地方公共団体をつくる必要がある。これを地方自治という。

※出題頻度:「住民自治△」「地方自治△」

[問題](後期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

住民が自分たちの住んでいる地域を自主的に治めることを(①)自治という。(①)自治を行うおもな場となるのが都道府県・市町村・特別区などの(②)である。(①)自治のためには、国から自立した(②)をつくる必要がある。これを(③)自治という。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 住民 ② 地方公共団体(地方自治体) ③ 地方

[民主主義の学校]

[問題](3 学期)

地方自治は民主主義の原点であることから「民主主義の(X)」と呼ばれている。Xに入る語句を漢字 2 字で答えよ。

[解答欄]

--

[解答]学校

[解説]

規模の大きくない地方政治は、直接民主制が実現しやすく、一般の人々が民主主義を学ぶには最高の場である。この意味で、「地方自治は民主主義の学校」と呼ばれる。

地方自治は 民主主義の学校

※出題頻度：「民主主義の学校○」

[問題](2 学期期末)

地方自治は「(X)の学校」といわれる。(X)とはみんなで話し合い決定するということである。Xにあてはまる語句を書け。

[解答欄]

--

[解答]民主主義

[問題](前期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 住民の意思にもとづいて、住民自身がそれぞれの地方の運営を行うことを何というか。
- (2) 地方自治とは、住民が自分たちの住んでいる地域を自主的に治めることを意味する。そのため、地方自治は何の学校といわれているか。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 住民自治 (2) 民主主義の学校

[問題](3 学期)

次の文章中の①～④にあてはまる語句を答えよ。

住民自身が、自分たちの住んでいる地域の課題を考え、議論して、よりよい地域作りのための努力をすることが重要である。このように住民の意思に基づいてそれぞれの地域の運営を行うことを(①)自治という。このような自治を行う場となるのは(②)団体である。それぞれの地域(地方)は、中央政府による統制とは別に自立して運営されるべきものという考え方があり、憲法はこれを保証している。これを(③)自治という。(③)自治は民主主義の原点であるので、「民主主義の(④)」と呼ばれる。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 住民 ② 地方公共 ③ 地方 ④ 学校

[地方分権]

[問題](2 学期期末)

政治を行う権力を国だけに集中させずに、地方公共団体にできるだけ多くの権力を与え、地方の行政や財政を担当させることを地方(X)という。1999 年には地方(X)一括法が制定された。

[解答欄]

--

[解答]分権

[解説]

地域の問題に国(中央政府)があまり関与かんよしないで、できるだけその地域に住む住民の判断にゆだねるしくみを地方分権ちほうぶんけんという。1999 年に地方分権一括法いっかつが制定され、地方公共団体が国の下請け機関したうのようになっていたことを改めるため、それまで国がやっていた仕事を、各自治体にまかせるようになった。

例えば、「1 クラスの児童生徒数」の決定権が国から地方公共団体に移され、地方公共団体が独自の判断で「少人数学級」をつくることも可能になった。

※出題頻度：「地方分権○」「地方分権一括法△」

[地方分権] 中央集権→地方分権 1999年に地方分権一括法

[問題](3 学期)

次の各問いに答えよ。

- (1) 政治上の権力を中央政府にだけ集中させず、地方に分散させることを何というか。
- (2) (1)の動きを促進するため 1999 年に制定された法律名を答えよ。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 地方分権 (2) 地方分権一括法

[問題](3 学期)

次の文章中の①，②にあてはまる語句を答えよ。

これまでの地方公共団体は，本来国が行うべき仕事を国の下請け機関のように行うことが多く，お金の多くを国からの補助にたよってきた。このような状況を改めるため，仕事や財源を国から地方に移す(①)が進められている。(①)を進めるために，1999 年に(②)法が制定された。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 地方分権 ② 地方分権一括

【】 地方公共団体の仕事

[問題](後期中間)

ア～エの中から、地方公共団体の仕事にあてはまらないものを1つ選び、記号で答えよ。

- ア 学校の設置や管理 イ ごみの収集や処理 ウ 上下水道の整備
エ 郵便の配達 オ 消防

[解答欄]

[解答]エ

[解説]

地方公共団体の仕事としては、① まちづくりの基礎になる、道路
や河川、上下水道などの建設や管理(ただし、大河川などは国の管
理) ② ごみの収集や処理、保健所の設置・管理、消防・水防
③ 学校の設置・運営、図書館・公民館の設置や運営
④ 高齢者福祉や障害者福祉、介護保険の運営 などがある。

[地方公共団体の仕事]
・道路, 河川, 上下水道
・学校, 図書館, 公民館
・ごみ, 消防, 保健所
・福祉施設, 介護

※出題頻度(地方公共団体の仕事): 「上下水道○」「ごみの収集○」「消防○」

[問題](2学期期末)

地方公共団体の仕事としてあてはまらないものを2つ選んで答えよ。

- ア 上下水道の整備 イ ごみ処理の仕事 ウ 消防の仕事 エ 郵便局の仕事
オ 地域の高齢者や障害のある人への支援 カ 地方裁判所の設置
キ 図書館・公民館の設置

[解答欄]

[解答]エ, カ

[問題](2学期期末)

地方公共団体の仕事として正しくないものを次から1つ選び、記号で答えよ。

- ア 地方税の徴収 イ 介護保険の運営 ウ 学校の設置
エ ごみの処理 オ 大河川や空港・港の管理 カ 条例の制定

[解答欄]

[解答]オ

[問題](2 学期中間)

地方公共団体の仕事にあてはまるものを、次のア～カから 4 つ選んで記号を書け。

- ア 福祉施設の建設 イ 条約の承認 ウ 上下水道の整備
エ 消防・水防 オ 郵便事業 カ ごみの収集や処理

[解答欄]

--

[解答]ア, ウ, エ, カ

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

(1) 次の中から、地方自治体の仕事ではないものを記号ですべて選べ。

- ア 郵便局の設置や運営 イ 地方裁判所の設置
ウ 図書館・公民館の設置や運営 エ ごみの収集や処理 オ 上下水道の整備

(2) (1)の他にも地方自治体には次のような仕事がある。次の文中の()に共通してあてはまる語句を答えよ。

地方自治体の仕事には、地域の高齢者や障害のある人への支援がある。この支援が高齢者(), 障害者()であり、いろいろな()施設もつくっている。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) ア, イ (2) 福祉

【】 地方自治の仕組み

【】 地方議会と首長

[地方議会・条例]

[問題](2 学期期末改)

地方公共団体には地方議会(都道府県議会や市(区)町村議会)が置かれている。地方議会の議員は、それぞれの地方公共団体の住民によって、直接選挙で選ばれる。地方議会は、法律の範囲内で、地方公共団体独自の法である(X)を定める。また、予算の議決や決算の承認を行う。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

--

[解答]条例

[解説]

国の政治に国会があるように、地方公共団体には^{ちほうぎかい}地方議会が置かれている。都道府県議会や市(区)町村議会がこれにあたる。地方議会の議員(地方議員)は、それぞれの地方公共団体の住民によって、直接選挙で選ばれる。地方議会は、

[地方議会・条例]

地方議会 : 選挙で選ばれた議員
で構成
条例 を定める

法律の範囲内で、地方公共団体独自の法である^{じょうり}条例を定める。また、^{よさん}予算の^{ぎけつ}議決や^{けっさん}決算の^{しょうにん}承認を行う。

※出題頻度 : 「地方議会○」「条例◎」

[問題](2 学期期末)

①地方公共団体独自の決まりを何というか。②また、この決まりをつくる機関は何か。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 条例 ② 地方議会

[問題](後期中間)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

地方公共団体の議会を(①)という。(①)を構成する議員は、住民の直接(②)で選ばれる。(①)は、(③)の範囲内でその地方公共団体の中で通用する法である(④)を制定する。また、(⑤)の議決や決算の承認を行う。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤			

[解答]① 地方議会 ② 選挙 ③ 法律 ④ 条例 ⑤ 予算

[首長]

[問題](2 学期期末)

地方公共団体の行政の長である都道府県知事や市(区)町村長のことを何というか。

[解答欄]

--

[解答]首長

[解説]

地方公共団体の行政の長を^{しゅちやう}首長という。都道府県の首長は^{ちじ}都道府県知事で、市(区)町村の首長は^{ふくちじ}市(区)町村長である。首長の補助機関として、都道府県知事の下には^{ふくちじ}副知事、市(区)町村長の下には^{ふくちじ}副市(区)村長が置かれている。首長から独立した機関としては、^{かんさいいん}監査委員と、^{こうあん}公安委員会(警察関係)・教育委員会(教育関係)・選挙管理委員会(選挙関係)などの^{ぎょうせい}行政委員会が置かれている。

[首長] 都道府県知事 市(区)町村長

※出題頻度：「首長◎」「都道府県知事△」

[問題](後期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 地方公共団体の行政の長をまとめて何というか。漢字 2 字で答えよ。
- (2) 都道府県の(1)を何というか。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 首長 (2) 都道府県知事

[二元代表制]

[問題](2 学期中間改)

内閣総理大臣は国会議員の中から国会が選ぶが、地方公共団体の首長は、住民の意思を地方政治により強く反映させるために、住民が直接(X)で選ぶようになっている。地方自治では、首長と地方議員という、2 種類の代表を住民が直接(X)で選ぶ二元代表制がとられている。文中の X に適語をいれよ。

[解答欄]

--

[解答]選挙

【解説】

国の行政の長である内閣総理大臣ないかくそうりだいじんは、国民が直接選ぶのではなく、国民が選挙によって選んだ国会議員で構成される国会が、国会議員の中から内閣総理大臣を選ぶ制度をとっている。すなわち、

[二元代表制] 首長、議員ともに 住民の直接選挙で選ぶ

国民主権こくみんしゅけんは、国民→国会→内閣(総理大臣)と、国会を通して間接的に働くしくみになっている。これに対し、地方公共団体の首長しゅちやう(都道府県知事・市(区)町村長)は、住民の直接選挙で選ばれる。これは、住民の意思を地方政治により強く反映させるためである。このように、首長と地方議員という、2種類の代表を住民が選ぶ制度を二元代表制にげんだいひやうせいという。

※内閣総理大臣を国民の直接選挙で選ぶ制度にすると、人気投票のようになって資質ししつのない者や、無責任な扇動政治家せんどうが国のトップに選ばれてとり返しがつかない事態に至る恐れがないとはいえない。これに対し、地方公共団体の首長の場合は、仮に、資質のない者や、無責任な扇動政治家が選ばれても、国レベルほどの深刻なことにはならないと考えられる。

※出題頻度：「二元代表制△」「首長も住民の直接選挙で選ぶ○」

【問題】(2 学期期末)

地方政治について、次の各問いに答えよ。

- (1) 地方自治体の執行機関の長を何というか。
- (2) (1)は内閣総理大臣と違って、どんな方法で選ばれるか。簡単に説明せよ。

【解答欄】

(1)	(2)
-----	-----

【解答】(1) 首長 (2) 住民の直接選挙で選ばれる。

【問題】(後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 地方自治では、住民が市長と地方議会議員の 2 つの代表を選挙で選ぶ。このようなしくみを何というか。
- (2) (1)のようなしくみがとられている理由を答えよ。

【解答欄】

(1)	(2)
-----	-----

【解答】(1) 二元代表制 (2) 住民の意思を地方政治により強く反映させるため。

[問題](2 学期期末)

地方公共団体の首長と内閣総理大臣との選ばれ方の違いを簡単に説明せよ。

[解答欄]

--

[解答]内閣総理大臣は国会議員の中から国会によって選ばれ、地方公共団体の首長は住民の選挙によって選ばれる。

[首長・地方議員の被選挙権など]

[問題](2 学期期末改)

都道府県知事の被選挙権は 30 歳以上、市(区)町村長の被選挙権は(X)歳以上である。また、地方議会の議員の被選挙権は(X)歳以上である。任期はすべて 4 年である。選挙権は、すべて 18 歳以上である。文中の X に適する数値を答えよ。

[解答欄]

--

[解答]25

[解説]

都道府県知事ひせんきょけんの被選挙権は 30 歳以上、市(区)町村長の被選挙権は 25 歳以上 である。また、地方議会の議員の被選挙権は 25 歳以上 である。任期はすべて 4 年である。選挙権は、すべて 18 歳以上 である。

[被選挙権など] 都道府県知事： <u>30歳以上</u> 市(区)町村長： <u>25歳以上</u> 議員：25歳以上

※出題頻度：「都道府県知事は 30 歳以上○」「市(区)町村長や地方議会の議員は 25 歳以上○」

[問題](2 学期中間)

選挙権と被選挙権は一定の年齢になるとあたえられる。選挙権は 18 歳以上であるが、①都道府県知事と、②市(区)町村長と、③地方議会の議員の被選挙権はそれぞれ何歳以上か。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 30 歳以上 ② 25 歳以上 ③ 25 歳以上

[問題](3 学期)

次の各問いに答えよ。

- (1) 都道府県の首長を何というか。
- (2) (1)の被選挙権は、何歳以上か。
- (3) (1)の任期は何年か。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 都道府県知事 (2) 30 歳以上 (3) 4 年

[問題](後期中間)

次の表の①～④にあてはまる数字を答えよ。

	選挙権	被選挙権	任期
都道府県知事	(①)歳以上	(②)歳以上	(④)年
市町村長		(③)歳以上	

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 18 ② 30 ③ 25 ④ 4

[問題](2 学期期末)

地方の政治について、その説明として正しいものを、次のア～エから記号で1つ選べ。

ア 地方議会は、国会と同じように二院制である。

イ 首長は、地域住民が直接選挙で選ぶ。

ウ 首長の被選挙権は、すべて30歳以上である。

エ 地方議会の議員の被選挙権は、18歳以上である。

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

アは誤り。地方議会は1つの議院から成り立っている。

ウは誤り。首長の中で、都道府県知事の被選挙権は30歳以上であるが、市(区)町村長の被選挙権は25歳以上である。

エは誤り。地方議会の議員の被選挙権は25歳以上である。

[首長と地方議会の相互抑制]

[問題](後期期末改)

地方公共団体における地方議会と首長は、たがいに抑制し合い、均衡を保つ関係にある。首長は、地方議会が議決した条例や予算を拒否して審議のやり直しを求めたり、地方議会を解散したりすることができる。これに対して地方議会は、首長の(X)決議を行うことができる。議会が首長の(X)決議を行った場合、首長は辞職するか、議会を解散しなければならない。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]不信任

[解説]

地方公共団体における地方議会と首長は、たがいに抑制し合い、均衡を保つ関係にある。首長は、地方議会が議決した条例や予算を拒否して審議のやり直しを求めたり、地方議会を解散したりすることができる。

[首長と地方議会の相互抑制]

首長: 議会の解散, 拒否権

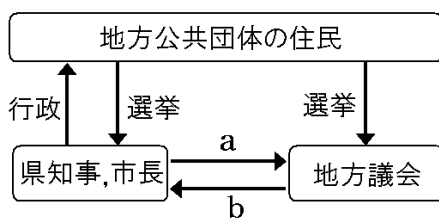
議会: 不信任決議

これに対して地方議会は、首長の不信任決議を行うことができる。議会が首長の不信任決議を行った場合、首長は辞職するか、議会を解散しなければならない。

※出題頻度:「議会の解散◎」「不信任決議◎」

[問題](2 学期期末)

次の地方公共団体の政治のしくみを表した図中の矢印 a, b にあてはまる語句を下の[] からそれぞれ選べ。



[議会の解散 首長の選出 不信任決議 議員の選出]

[解答欄]

a	b
---	---

[解答]a 議会の解散 b 不信任決議

[問題](2 学期期末)

地方自治について述べた次の文章中の①～④に適する語句を書け。

地方公共団体における議会と首長は、たがいに抑制し合い、均衡を保つ関係にある。首長は、議会の決定に対する(①)権や、議会の(②)権を持っている。これに対して議会は、首長に対する(③)決議権を持っている。議会が首長の(③)決議を行った場合、首長は辞職するか、議会を(④)しなければならない。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 拒否 ② 解散 ③ 不信任 ④ 解散

[問題](入試問題)

太郎さんは、地方公共団体における首長と議会は、一方が強くなりすぎないように、互いを抑制し、均衡を保つ関係にあることを調べた。この関係について、首長と議会のそれぞれが持つ抑制の権限を1つずつあげて、「議会は、首長に対して」の書き出しに続けて書け。

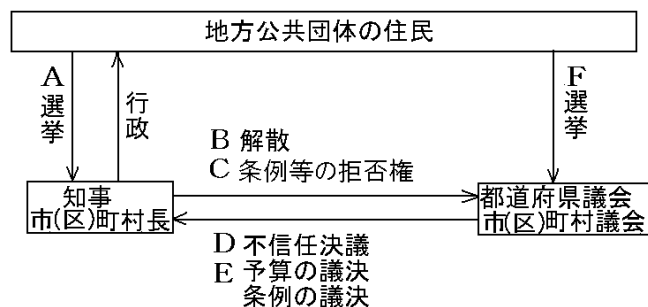
(岡山県)

[解答欄]

[解答]議会は首長に対して不信任決議権を持ち、首長は議会の解散権を持つ。

[問題](2 学期期末)

次の図の A～E のうち、国の政治には取り入れられていないもので、地方公共団体にだけ取り入れられているものを2つ選べ。



[解答欄]

[解答]A, C

【解説】

A：地方公共団体の首長は住民の直接選挙で選ばれるが，国の内閣総理大臣は国会の指名で選出される。C：首長は議会の決定(条例など)に対する拒否権をもっている。国の場合には，内閣にはこのような権限はない。

【】 直接請求権

[直接請求権と必要な署名数]

[問題](後期中間改)

地方自治では、首長や地方議会の議員を選挙するだけでなく、住民による直接民主制の要素を取り入れた権利が認められている。例えば、有権者の 50 分の 1 以上の署名を集めて条例の制定改廃や監査を求めたり、有権者の 3 分の 1 以上の署名を集めて議会の解散や首長や議員の解職(リコール)を求めたりすることができる。このような権利をまとめて何というか。

[解答欄]

--

[解答]直接請求権

[解説]

地方自治では、首長や地方議会の議員を選挙するだけでなく、住民による直接民主制の要素を取り入れた権利(直接請求権)が認められている。

条例の制定・改廃の請求、監査請求に必要な署名数は、有権者数の 50 分の 1 以上と比較的ゆるやかである。

これに対し、議会の解散請求と首長や議員の解職請求(リコール)は、いったん選挙で選んだ者の職を奪うものであるため、必要な署名数は、有権者総数の 3 分の 1 以上と、かなり厳しい条件がつけられている。解散請求と解職請求は投票がからんでくるので、選挙管理委員会に対して請求を行う。

※出題頻度：「直接請求権◎」「3 分の 1 以上◎」「50 分の 1 以上◎」「必要な署名数の計算○」

[直接請求権と必要な署名数]

・ 条例の制定・改廃 監査請求 50分の1以上

・ 解職, 解散請求 3分の1以上

[問題](2 学期中間)

住民には、A 条例の制定・改廃や監査を求める権利、B 首長や議員の解職や議会の解散などを求める権利が認められている。これについて、次の各問いに答えよ。

- (1) これらの権利をまとめて何というか。
- (2) 下線部 A の条例の制定・改廃や監査を求めるために必要な署名数は有権者の何分の 1 以上か。
- (3) 下線部 B の首長や議員の解職や議会の解散などを求めるために必要な署名数は有権者の何分の 1 以上か。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 直接請求権 (2) 50 分の 1 以上 (3) 3 分の 1 以上

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 条例の制定・改廃や地方議会の解散などを求めることのできる住民に認められている権利をまとめて何というか。
- (2) 有権者数が 25000 人の市において、条例の制定を求めるためには、何人以上の署名が必要になるか。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 直接請求権 (2) 500 人以上

[解説]

(2) 条例の制定・改廃の請求のためには有権者総数の 50 分の 1 以上の署名が必要である。有権者数は 25000 人であるので、必要な署名数は、 $25000(\text{人}) \div 50 = 500(\text{人})$ 以上である。

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) M 市を活性化させるための条例案を考え、その条例の制定を議会に求めるためには、何人以上の署名を集めればよいか。ただし、M 市の有権者数は 53239 人とする。
- (2) 署名が集まり、条例案が議会にかけられたが、わずかな差で否決された。そのため、議会の解散を求めようと考えた。今度は、何人以上の署名を集めなくてはならないか。
- (3) 首長や地方議員をやめさせたり、議会の解散させたりすることを何というか。カタカナで答えよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 1065 人以上 (2) 17747 人以上 (3) リコール

[解説]

- (1) 条例の制定改廃を請求するために必要な署名数は有権者の 50 分の 1 以上である。 $53239 \div 50 = 1064.78$ 人以上なので、最低でも 1065 人の署名が必要である。
- (2) 議会の解散を請求するために必要な署名数は有権者の 3 分の 1 以上である。 $53239 \div 3 = 17746.3333 \dots$ 人以上なので、最低でも 17747 人の署名が必要である。

[問題](3 学期)

次の文を読んで、後の各問いに答えよ。

住民の政治参加にはさまざまな方法がある。A 市では市長の市政運営に反対した人々が、市長の解職請求を行った。これは、(①)民主制を取り入れた(①)請求権にもとづくものである。右の資料を見ると、解散請求に必要な署名数は(②)人以上ということがわかる。規定の署名が集まれば、それを(③)に提出する。規定の署名数が集まり、住民投票が実施された。住民投票では(④)の賛成が必要だが、資料を見ると、それを上回っており、市長は失職した。

(資料)

A市の人口	23 690人
A市の有権者数	19 936人
市長解職の住民投票の結果	
賛成	7 543人
反対	7 145人

(1) 上の文の①～④にあてはまる語句や数字を記入せよ。

(2) 上の文のようなことが行われた後、この市では政治の空白を埋めるため、どのようなことが行われるか。

[解答欄]

(1)①	②	③
④	(2)	

[解答](1)① 直接 ② 6646 ③ 選挙管理委員会 ④ 過半数 (2) 市長選挙

[解説]

市長の解職の請求のために必要な署名数は有権者の 3 分の 1 以上である。A 市の有権者数は 19936 人なので、必要な署名数は、 $19936(\text{人}) \div 3 = 6645.33 \dots (\text{人})$ より、6646 人以上で、選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会は住民投票を行い、過半数の同意があれば市長は解職される。解職が決定した場合、新しい市長を選ぶための選挙が行われる。

[請求先など]

[問題](2 学期中間)

次の直接請求権の資料を見て各問いに答えよ。

	必要な署名	請求先
条例の制定, 改廃の請求	有権者の A 以上	首長
監査請求	有権者の A 以上	監査委員
解散請求	有権者の B 以上	選挙管理委員会
解職請求	有権者の B 以上	議員・首長は C 委員会 副知事などは首長

(1) A, B の空欄にあてはまる数字を書け。

(2) C にあてはまる適語を答えよ。

[解答欄]

(1)A	B	(2)
------	---	-----

[解答](1)A 50 分の 1 B 3 分の 1 (2) 選挙管理

[解説]

(直接請求権の種類)

直接請求権	必要な署名数	請求先
条例の制定・改廃の請求	50分の1以上	首長
監査請求		監査委員
議会の解散請求	3分の1以上	選挙管理委員会
首長や議員の解職請求		

通常、地方の政治も、住民が選挙で選んだ首長や議員によって行われる間接民主制がとられている。しかし、一定数の署名によって、条例の制定などを地方公共団体に直接求める直接請求権が保障されている。

条例の制定・改廃請求と監査請求のための署名数は、有権者数の 50 分の 1 以上 と比較的ゆるやかである。条例の制定・改廃の請求は首長に対して行い、首長は 20 日以内に議会を召集して採決にかけなければならない。

監査請求は監査委員に対して行い、監査委員は監査を実施して、その結果を発表しなければならない。

議会の解散請求と首長や議員の解職請求は、いったん選挙で選んだ者の職を奪うものであるため、必要な署名数は、有権者総数の 3 分の 1 以上 と、かなり厳しい条件がつけられている。投票がからんでくるので、選挙管理委員会に対して請求を行う。選挙管理委員会は、解職(解散)について投票を実施し、過半数の賛成で、解職(解散)が成立する。

※出題頻度：「50 分の 1 以上◎」「3 分の 1 以上◎」「請求先(首長，選挙管理委員会)◎」

[問題](2 学期期末)

次の表について、後の各問いに答えよ。

種類	必要な署名数	提出先
条例の制定および改廃	有権者の(①)以上	首長
監査	有権者の(①)以上	(③)
首長・議員の解職	有権者の(②)以上	(④)

- (1) 表の①～④にあてはまる数字や語句を書け。
- (2) 表のように住民に認められている権利を何というか。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
(2)			

[解答](1)① 50分の1 ② 3分の1 ③ 監査委員 ④ 選挙管理委員会 (2) 直接請求権

[問題](1 学期期末)

次は、Tさんのクラスが町役場を訪ねたときの質問の一部である。これについて、後の各問いに答えよ。

質問1 地域の川をきれいにするために、町独自の決まりを作ることは考えていないか。

質問2 首長がその職にふさわしくない場合どうしたらよいのか。

(1) 下線部を何というか。漢字2文字で答えよ。

(2) 質問2について、次の表の①～⑤に適する語句を下の[]よりそれぞれ選べ。ただし、同じ語句を2回以上使ってもよい。

請求の種類	必要な署名数	請求先
条例の制定・改廃の請求	有権者の(②)以上	首長
監査請求	有権者の(③)以上	監査委員
議会の(①)請求	有権者の(④)以上	選挙管理委員会
首長・議員の解職請求	有権者の(⑤)以上	選挙管理委員会

[召集 解散 2分の1 3分の1 50分の1]

[解答欄]

(1)	(2)①	②	③
④	⑤		

[解答](1) 条例 (2)① 解散 ② 50分の1 ③ 50分の1 ④ 3分の1 ⑤ 3分の1

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

請求の種類	必要な署名数	請求先
(①)の制定・改廃の請求	有権者の50分の1以上	(②)
監査請求	有権者の(③)以上	監査委員
地方議会の(④)請求	有権者の3分の1以上	(⑤)
首長・議員の解職請求	有権者の(⑥)以上	(⑤)

(1) 表中の①～⑥に適する語句を書け。

(2) 表のような、住民が直接政治に参加する権利を何というか。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
⑤	⑥	(2)	

[解答](1)① 条例 ② 首長 ③ 50分の1 ④ 解散 ⑤ 選挙管理委員会 ⑥ 3分の1
(2) 直接請求権

[問題](2 学期期末)

次の表を見て、各問いに答えよ。

請求の種類	必要な署名数	請求先
☆の制定・改廃	有権者の(③)以上	◎
(①)請求		監査委員
議会の解散請求	有権者の(④)以上	
◎・議員の(②)請求		(⑤)

(1) 表中の①～⑤にあてはまる語句や数字を書け。

☆, ◎は特定の語句が入る。

(2) 表にまとめられた住民の権利を何というか。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
⑤	(2)		

[解答](1)① 監査 ② 解職 ③ 50分の1 ④ 3分の1 ⑤ 選挙管理委員会 (2) 直接請求権

[問題](前期期末)

次の表は、地方自治の直接請求権に関するものである。表の①～⑥に適語を入れよ。

請求の種類	必要な署名数	取り扱い
(①)の制定・改廃の請求	有権者の(②)以上	首長が議会にかけ、結果を公表
監査請求	有権者の(②)以上	監査結果を公表、議会や首長に報告
議会の(③)請求	有権者の(④)以上	(⑤)の結果、過半数の同意で解散
(⑥)の請求	議員・首長	(⑤)の結果、過半数の同意で失職
	副知事など	議会にかけ、3分の2以上の議員が出席し、4分の3以上の同意で失職

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥		

[解答]① 条例 ② 50分の1 ③ 解散 ④ 3分の1 ⑤ 住民投票 ⑥ 解職

[問題](2 学期中間)

地方公共団体の住民に直接請求権が認められている理由を簡単に説明せよ。

[解答欄]

--

[解答]地域の政治は住民に身近なものであり、住民の意思を直接反映させることが適当であるから。

【】 住民参加の拡大

[住民投票]

[問題](2 学期中間)

最近では、産業廃棄物処理場の設置、原子力発電所の建設、市町村合併など、地域の重要な問題について住民の意思を問うための()投票が行われるようになった。文中の()内に適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]住民

[解説]

じゅうみんとうひょう
住民投票が行われるのは、次の3つの場合である。

- ① 国会が特定の地方公共団体に適用される法律(特別法)をつくるときは、住民投票を実施して、かはんすう さんせい過半数の賛成を得なければならない。
- ② 有権者の3分の1以上の署名で、議会解散請

[住民投票]

- ・特定の地方公共団体に適用される特別法
- ・直接請求権(解職・議会の解散)
- ・民意を問う場合

求や首長・議員の解職請求がなされたとき、その可否を問う住民投票が実施される。たとえば、市長の解職請求がなされると、選挙管理委員会は住民投票を実施する。住民投票の結果、過半数が解職に賛成であった場合、市長は解職される。その後、市長を選び直す選挙が実施される。

③ 最近では、さんぎょうはいきぶつしりじょう産業廃棄物処理場の設置、原子力発電所の建設、市町村^{がつぱい}合併など、地域の重要な問題について住民の意思を問うための住民投票が行われるようになった。このタイプの住民投票を行うためには、まず、その住民投票を実施するための条例を制定しなければならない。

※出題頻度：この単元はときどき出題される。

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 特定の地方公共団体にしか適応されない特別法を制定するには、あることをして住民の過半数の承認が必要になる。あることとは何か。
- (2) 近年、政策や計画などについても(1)を行うケースが増えている。実際に行われた(1)の例にあてはまるものを、次のア～エから2つ選べ。
- ア 原子力発電所の建設
 - イ 憲法改正の是非
 - ウ 裁判官の罷免
 - エ 産業廃棄物処理場の設置

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 住民投票 (2) ア, エ

[NPO など]

[問題](2 学期期末)

地方の政治は、地方公共団体だけではなく、自治会やボランティアも地域の生活をよくするためにさまざまな取り組みをしている。このような中で、人々が自発的に集まって、利益目的ではなく、公共の利益を達成するためにつくった団体は何と呼ばれているか。アルファベット 3 文字で答えよ。

[解答欄]

[解答]NPO

[解説]

NPOとは、**Not-for-Profit(利益) Organization(組織)**の略称で、ボランティア活動など、利益を得ることを目的とせずにつくられた組織のことである。行政に頼らず、地域のための活動を独自に行う非営利組織などがある。

1995 年の阪神・淡路大震災を契機に市民活動団体、ボランティア団体等で法人格の必要性がクローズアップされ、市民活動団体の法人格取得を容易にするため、1998 年に特定非営利活動促進法が制定された。

※出題頻度：「NPO○」

[問題](2 学期期末)

NPO の説明として正しいものを、次のア～エから 1 つ選べ。

- ア 利益を求めながら、政府と連携し、公共の利益を追求する団体。
- イ 宗教団体と連携し、非営利に活動する組織。
- ウ 非政府組織の略称で、民間人が作る組織のこと
- エ 利益が目的ではなく、公共の利益を達成するために作られた団体。

[解答欄]

[解答]エ

[解説]

ウの非政府組織の略称は NGO である。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 地域を良くしようと独自に活動を行う民間の人たちによる非営利組織を、アルファベットを使って答えよ。
- (2) 公共の活動を住民が自発的に行うことをカタカナで答えよ。
- (3) 住民の苦情を処理し、行政が適正に行われているかを監視する制度を何というか。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) NPO (2) ボランティア (3) オンブズパーソン制度

【】 地方公共団体の課題

【】 地方財政

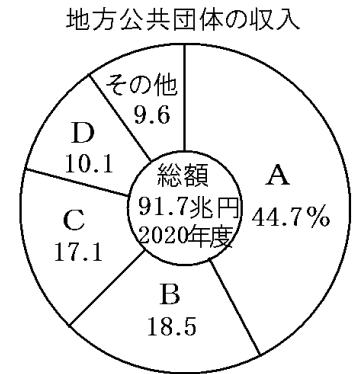
[歳入]

[問題](前期期末改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

地方公共団体が収入を得て, それを支出する経済活動のことを地方財政という。地方公共団体の収入には, 地方公共団体が独自に集める自主財源と, 国などから支払われる依存財源がある。自主財源には, 地方公共団体の税金である地方税(右図 A) などがある。しかし, 地方公共団体が1年間に得るお金である歳入のうち, 地方税の割合は約4割にとどまっている。

自主財源だけでまかなえない分を補うのが依存財源である。依存財源には, 地方公共団体の間の財政の格差をおさえるために国から配分される(①)(右図 B)や, 教育や道路の整備といった特定の仕事の費用を国が一部負担する(②)(右図 C), 地方公共団体の借金である地方債(右図 D)などがある。



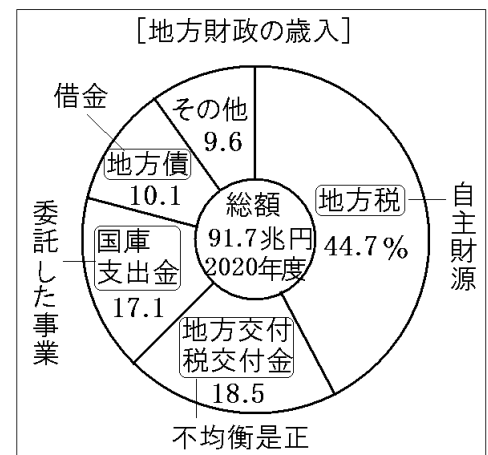
[解答欄]

①	②
---	---

[解答] ① 地方交付税交付金 ② 国庫支出金

[解説]

地方公共団体が収入を得て, それを支出する経済活動のことを地方財政という。地方公共団体の収入には, 地方公共団体が独自に集める自主財源と, 国などから支払われる依存財源がある。自主財源には, 地方公共団体の税金である地方税などがある。しかし, 地方公共団体が1年間に得るお金である歳入のうち, 地方税の割合は約4割にとどまっている。自主財源だけでまかなえない分を補うのが依存財源である。依存財源には, 地方公共団体の間の財政の格差をおさえるために国から配分される地方交付税交付金や, 教育や道路の整備といった特定の仕事の費用を国が一部負担する国庫支出金, 地方公共団体の借金である地方債などがある。

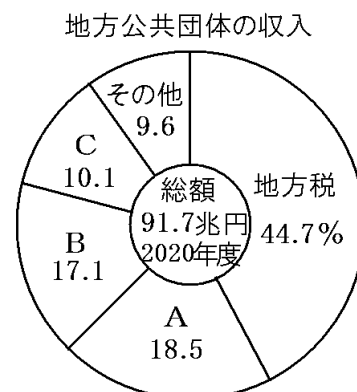


(統計修正) 「日本国勢図会 2020/2021」 P363

※出題頻度: 「地方税○」「地方交付税交付金◎」「国庫支出金◎」「地方債○」

[問題](2 学期期末)

右の円グラフは、地方公共団体の財政の歳入について示したものである。円グラフ中の A～C は、それぞれ何という歳入の種類か。次の説明文を参考にして、それぞれあてはまる名称を漢字で書け。



- A 地方公共団体の収入の不足を補うために国から支払われる補助金である。
- B 教育や道路の整備といった特定の仕事の費用を国が一部負担する補助金である。
- C 地方公共団体の収入の不足を補うための借入金で、地方公共団体の借金にあたる。

[解答欄]

A	B	C
---	---	---

[解答]A 地方交付税交付金 B 国庫支出金 C 地方債

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国が地方公共団体の財政格差を是正するために配分するお金で、使い道は地方公共団体に任されているものを何というか。
- (2) 教育や道路の整備といった特定の仕事の費用を国が一部負担する補助金を何というか。
- (3) 地方公共団体が自由に使える自主財源を 1 つ書け。
- (4) 地方公共団体が歳入の不足を補うためにする借金を何というか。漢字 3 字で答えよ。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
(4)		

[解答](1) 地方交付税交付金 (2) 国庫支出金 (3) 地方税 (4) 地方債

[問題](後期中間改)

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

地方公共団体の収入には、地方公共団体が独自に集める①(自主/依存)財源と、国などから支払われる②(自主/依存)財源がある。(①)財源には、地方公共団体の税金である(③)などがある。(①)財源だけでまかなえない分を補うのが(②)財源である。(②)財源には、地方公共団体の間の財政の格差をおさえるために国から配分される(④)や、教育や道路の整備といった特定の仕事の費用を国が一部負担する(⑤), 地方公共団体の借金である(⑥)などがある。

[解答欄]

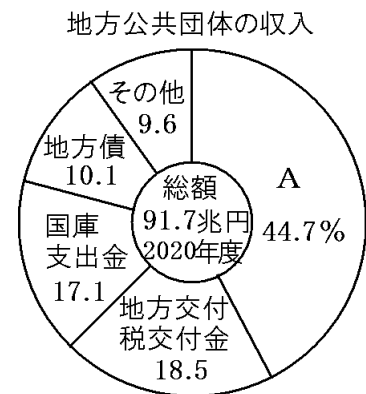
①	②	③
④	⑤	

[解答]① 自主 ② 依存 ③ 地方税 ④ 地方交付税交付金 ⑤ 国庫支出金 ⑥ 地方債

[問題](2 学期期末改)

次の各問いに答えよ。

- (1) Aは地方公共団体が集める(①)財源である(②)税である。①, ②に適語を入れよ。
- (2) ①地方交付税交付金, ②国庫支出金についての説明として適しているものをア～エからそれぞれ選べ。
- ア 地域住民の納める税。
イ 地方公共団体が歳入の不足を補うためにする借金。
ウ 地方公共団体間の財政格差の是正のために配分される国からの補助金。
エ 教育や道路の整備といった特定の仕事の費用を国が一部負担する補助金。



- (3) 地方交付税交付金, 国庫支出金, 地方債などを何財源というか。

[解答欄]

(1)①	②	(2)①	②
(3)			

[解答](1)① 自主 ② 地方 (2)① ウ ② エ (3) 依存財源

[問題](2 学期中間)

右の資料は3県の収入の比率を示したものである。これを見て各問いに答えよ。

- (1) 国から配分される資金の割合が最も大きいのは, A～Cのどの県か。記号で答えよ。
- (2) 借入れの割合が税収よりも上回っているのはどの県か, 記号で答えよ。
- (3) 財政状態が比較的豊かであるのはどの県か, 記号で答えよ。
- (4) 地方分権を進めるにはどの収入がもっと増えた方がよいか。

	A 県	B 県	C 県
地方税	23.4%	15.6%	35.3%
地方交付税交付金	21.5	30.1	9.3
国庫支出金	21.5	19.9	17.2
地方債	16.5	15.9	19.6
その他	17.1	18.5	18.6

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

[解答](1) B 県 (2) B 県 (3) C 県 (4) 地方税

[解説]

(1) 国から配分される資金は、地方交付税交付金と国庫支出金である。その合計をそれぞれ計算すると、A 県： $21.5+21.5=43(\%)$ 、B 県： $30.1+19.9=50(\%)$ 、C 県： $9.3+17.2=26.5(\%)$ となる。

(2) 借り入れは地方債で、税収は地方税である。B 県は地方税(15.6%)より地方債(15.9%)が大きくなっている。

(3) 地方税の占める割合が比較的大きく、国からの地方交付税交付金が小さい C 県が 3 県の中では豊かであると判断できる。

(4) 完全に自由に使える自主財源である地方税の割合が増えるほど、国からの干渉を受けずに政治を行うことができ、地方分権を進めることができる。

[問題](2 学期期末)

地方交付税交付金とはどのようなお金か。「財政格差」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答欄]

--

[解答]地方公共団体間の財政格差を是正するために国から配分されるお金。

【】 地方財政の健全化

[地方公共団体の財政健全化]

[問題](2 学期中間改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

最近では財政難に苦しむ地方公共団体が少なくない。地方公共団体の借金である(①)の発行残高も高い水準にある。(①)の発行残高があまりに大きくなると、やがて地方公共団体の収入のほとんどを借金の返済にあてなければならなくなり、住民にとってほんとうに必要なサービスを地方公共団体が提供できなくなってしまうおそれがある。そこで、国は 2007 年に(②)法を制定し、一定の基準以上に財政状態がよくない地方公共団体には早いうちに改善するようにうながし、なかでも状態が悪化している地方公共団体については、国の監督のもとで立て直しを図ることにした。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 地方債 ② 自治体財政健全化

[解説]

最近では、^{ざいせいなん}財政難に苦しむ地方公共団体が少なくない。それぞれの地方公共団体では、職員を少なくしたり、事業をけずったりして、財政の立て直しに向けて努力をしている。地方債の発行残高があまりに大きくなると、やがて地方公共団体の収入のほとんどを借金の返済にあてなければならなくなり、住民にとってほんとうに必要なサービスを地方公共団体が提供できなくなってしまうおそれがある。そこで、国は 2007 年に自治体財政健全化法を制定し、一定の基準以上に財政状態がよくない地方公共団体には早いうちに改善するようにうながし、なかでも状態が悪化している地方公共団体については、国の監督のもとで立て直しを図ることにした。

[地方債の発行残高が増加]
地方公共団体の収入が借金の返済にまわり、必要な行政サービスが行えなくなる。
2007年に自治体財政健全化法

最近では、^{ざいせいなん}財政難に苦しむ地方公共団体が少なくない。それぞれの地方公共団体では、職員を少なくしたり、事業をけずったりして、財政の立て直しに向けて努力をしている。地方債の発行残高があまりに大きくなると、やがて地方公共団体の収入のほとんどを借金の返済にあてなければならなくなり、住民にとってほんとうに必要なサービスを地方公共団体が提供できなくなってしまうおそれがある。そこで、国は 2007 年に自治体財政健全化法を制定し、一定の基準以上に財政状態がよくない地方公共団体には早いうちに改善するようにうながし、なかでも状態が悪化している地方公共団体については、国の監督のもとで立て直しを図ることにした。

※出題頻度：この単元はときどき出題される。

[問題](2 学期期末)

地方債の発行残高が多くなることで、どのような問題点が起きるか。次から 1 つ選べ。

- ア 生産人口が減り、地方税の収入が減る。
- イ 地方公共団体の収入の多くが借金の返済にまわり、必要な行政サービスが行えなくなる。
- ウ 地方交付税交付金の割合が増え、国に頼りきった財政となってしまう。

[解答欄]

--

[解答]イ

[問題](2 学期期末)

地方債の発行残高が多くなると、これを返済するための公債費が歳出に占める割合が高くなる。公債費の割合が増えることにより生じる問題点を、「サービス」「返済」の 2 つの語句を使って書け。

[解答欄]

[解答]地方公共団体の収入の多くが借金の返済にまわり、必要な行政サービスが行えなくなる。

[問題](後期期末)

地方財政について、次のア～エから適切なものを 1 つ選び、記号で答えよ。

ア 地方税は地方独自の財源であり、歳出全体をまかなうことができている。

イ 地方公共団体の歳入は、国からの補助にはまったく頼っていない。

ウ 地方分権が進み、近年は地方債がじょじょに減ってきた。

エ 国は、財政状態がよくない地方公共団体に改善をうながすために、自治体財政健全化法を制定した。

[解答欄]

[解答]エ

[問題](2 学期期末)

地方の財政を立て直すために 2007 年に制定された法律の名前を答えよ。

[解答欄]

[解答]自治体財政健全化法

[市町村合併]

[問題](2 学期期末)

2000 年ごろからおよそ 10 年間で地方公共団体の数が大きく減少したのは、何がすすめられたからか。

[解答欄]

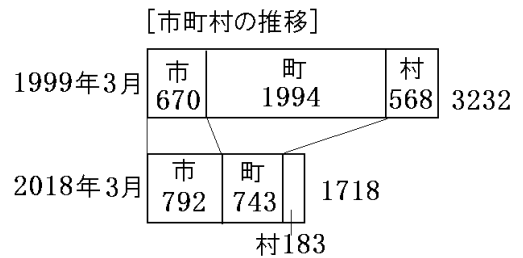
[解答]市町村合併

【解説】

市町村合併しちょうそんがっぺいによって、1999年の段階で3200あまりあった市町村が、2018年3月には1718に減少した。(右図のように、町・村の数が大幅に減少し、市の数が増加した。)

【市町村合併】
財政を安定させるため

市町村合併の最大の目的は、合併によって地方公共団体の財政を安定させることであった。例えば過疎地域かそちいきにA町、B町、C村があったとする。どんなに小さくて人口の少ない村でも、そこに住民がいる以上は、ごみ処理場しよりにじょうや学校、病院など最低限のインフラやサービスを提供する必要がある。しかし、利用者がほとんどいない町立病院、生徒がほとんどいない町立小学校を運営していく



のは効率が悪い。そこで、近隣きんりんに同じような悩みを抱えている町があれば、合併して、ごみ処理場や病院や学校などを統廃合とうはいごうしてしまったほうが、運営費うんえいひを節約せつやくできる。また、合併によって、行政の重複じゅうふくをなくすことで、公務員こうむいんの数を削減して人件費を減らすことも期待できる。これに加えて、少子高齢化しょうしこうれいかや環境問題など、従来の市町村の範囲よりも広い地域で一体的に取り組むべき課題が増えていることもあげられる。

市町村合併の可否について、住民の意見を聞くための住民投票を実施した市町村もある。また、不便になったり、昔ながらの社会が大きく変わったり、住民の意見が届きにくくなるなどの理由から合併を見送った市町村もある。

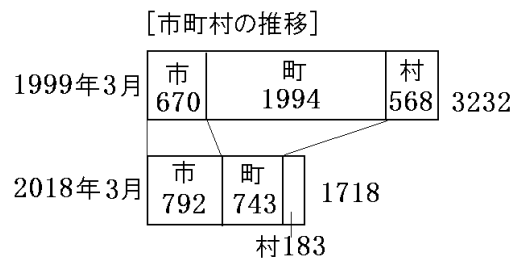
(統計修正) <https://www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities>

※出題頻度：「市町村合併○」

【問題】(3 学期)

右の資料を見て、次の各問いに答えよ。

- 資料を見ると、周辺の市町村が1つにまとまっていった結果が現れている。このようなことを何というか。
- 右の資料の中から、次の文中の①～③にあてはまる語句を探し、記入せよ。ただし、①、②は順不同とする。



(①)や(②)のような規模の小さい地方公共団体が減り、(③)の数が増えている。

- このような現象が進んだ背景について、次のア～エから適切でないものを1つ選べ。

- ア 重複する人員や施設を省くなど、地方公共団体の仕事の効率をよくするため。
- イ 地方公共団体の財政を安定させるため。
- ウ 環境問題など、広い地域で一体的に取り組むべき課題が増えてきたため。
- エ 地方裁判所の運営をよりよくするため。

[解答欄]

(1)	(2)①	②	③
(3)			

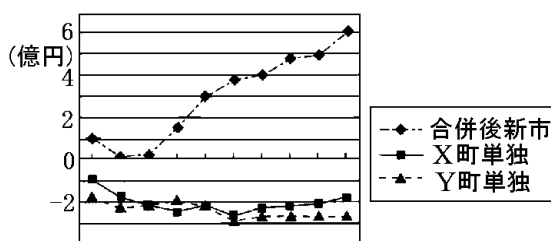
[解答](1) 市町村合併 (2)① 町 ② 村 ③ 市 (3) エ

[問題](入試問題)

1999年から2005年にかけて、全国で「平成の大合併」といわれる市町村の合併が行われた。市町村合併を行う理由について、次の2つの資料からわかることを簡潔に書け。

【資料1】合併に伴う議員数・職員数の変化 【資料2】施策可能経費の推移(推計)

[合併前のX町とY町] 議員数 X町16名 Y町16名 職員数 両町計263名
[合併後の新しい市] 議員数 18名 職員数 196名



(注) H18 20 22 24 26 (年度)

施策可能経費とは、収入総額から、人件費・物件費・公債費などを除いた額で、まちづくりのための新たな事業や現在のサービスの充実のために使うことができる費用のこと。

(佐賀県)

[解答欄]

[解答]人件費などの歳出をおさえ、市町村の財政が改善されることで、施策可能経費が増えるから。(人件費などの歳出をおさえ、市町村財政が改善されることで、住民サービスを向上させることができるから。)

[解説]

資料1を見ると、合併後の新しい市の議員数・職員数は、合併前よりも減っている。議員数・職員数が減ると人件費が減るので、^{しきくかのうけいひ}施策可能経費が増え(資料2)、住民サービスを向上させることができる。

【】 総合問題

【問題】(要点整理)

次の表中の①～⑰に適語を入れよ。

地方自治	地方自治は民主主義を学ぶ最高の場→「民主主義の(①)」 (②): 権力を中央政府にだけ集中させず, 地方に分散させること。 1999年に, (②)を促進するための(③)法が成立。
地方公共団体の仕事	次の④～⑦のうち, 地方公共団体の仕事には○, 地方公共団体の仕事ではないものには×をつけよ。 上下水道(④), ごみの収集(⑤), 郵便事業(⑥), 消防(⑦)
議会と行政	(⑧)(地方公共団体の議会): 法律の範囲内で(⑨)を制定。 (⑩)(地方公共団体の行政の長): (⑪)や市(区)町村長。 (⑫)代表制: (⑧)の議員だけでなく(⑩)も選挙で選ぶ。 被選挙権: 地方議会の議員は 25 歳以上, (⑪)は(⑬)歳以上, 市(区)町村長は(⑭)歳以上, 任期はすべて(⑮)年。 (⑧)は(⑩)の(⑯)決議を行うことができる。 これに対し, (⑩)は(⑧)の(⑰)を行うことができる。

【解答欄】

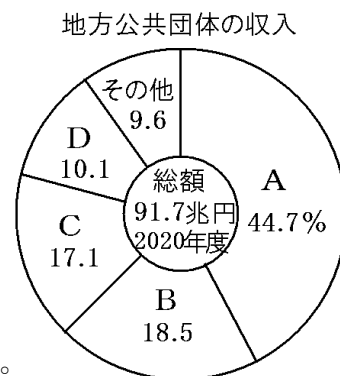
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰			

【解答】① 学校 ② 地方分権 ③ 地方分権一括 ④ ○ ⑤ ○ ⑥ × ⑦ ○
⑧ 地方議会 ⑨ 条例 ⑩ 首長 ⑪ 都道府県知事 ⑫ 二元 ⑬ 30 ⑭ 25 ⑮ 4
⑯ 不信任 ⑰ 解散

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑰に適語を入れよ。

(①)権	(①)権の内容		
	請求の種類	必要な署名数	請求先
	条例の制定・改廃の請求	有権者の(②)以上	(③)
	監査請求	有権者の(④)以上	(⑤)
	議会の解散請求	有権者の(⑥)以上	(⑦)
	首長・議員の解職請求	有権者の(⑧)以上	(⑨)
住民参加の拡大	(⑩)投票：地域の重要な問題について住民の意思を問うなど。 (⑪)：地域を良くしようと独自に活動を行う民間の人たちによる非営利組織。		
地方財政	地方財政の歳入 (⑫)(A)：地域住民の納める税。 (⑬)(B)：自治体間の収入格差をうめるために国から支給される補助金。 (⑭)(C)：教育や道路の整備といった特定の仕事の費用を国が一部負担する補助金 (⑮)(D)：収入の不足を補うための借入金。 (⑮)が増えると、収入が借金の返済にまわり、必要な行政サービスが行えなくなる。→2007年に(⑯)法が制定された。 (⑰)→地方公共団体の財政を安定させる目的で行われた。これによって、地方公共団体の数が大きく減少。		



[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰			

[解答]① 直接請求 ② 50分の1 ③ 首長 ④ 50分の1 ⑤ 監査委員 ⑥ 3分の1
 ⑦ 選挙管理委員会 ⑧ 3分の1 ⑨ 選挙管理委員会 ⑩ 住民 ⑪ NPO ⑫ 地方税
 ⑬ 地方交付税交付金 ⑭ 国庫支出金 ⑮ 地方債 ⑯ 自治体財政健全化 ⑰ 市町村合併

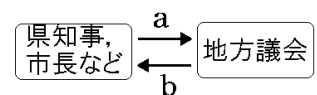
[問題](後期中間など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 地方自治の単位となる、都道府県や市(区)町村を何というか。
- (2) 地方自治は民主主義の原点であることから「民主主義の()」と呼ばれている。()
に入る語句を漢字2字で答えよ。
- (3) 政治上の権力を中央政府にだけ集中させず、地方に分散させることを何というか。
- (4) (3)の動きを促進するため1999年に成立した法律名を答えよ。
- (5) 地方公共団体の仕事にあてはまらないものを次の[]の中から1つ選べ。
[上下水道の整備 ガスの供給 学校の設置 ごみの処理]
- (6) 法律の範囲内で地方議会が制定し、その地方公共団体にだけ適用されるきまりを何というか。漢字2字で書け。
- (7) 都道府県知事や市(区)町村長のことを何というか。
- (8) 地方自治では、住民が(7)と地方議会議員の2つの代表を選挙で選ぶ。このようなしくみを何というか。
- (9) 次の表のA~Cにあてはまる数字を答えよ。

	被選挙権	任期
地方議会の議員	(A)歳以上	(D)年
都道府県知事	(B)歳以上	
市町村長	(C)歳以上	

- (10)右図の矢印 a, b にあてはまるものを次の[]から1つずつ選べ。



[議員の任命 予算の作成 不信任決議 議会の解散]

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)	(7)	(8)
(9)A	B	C	D
(10)a	b		

- [解答](1) 地方公共団体(地方自治体) (2) 学校 (3) 地方分権 (4) 地方分権一括法
 (5) ガスの供給 (6) 条例 (7) 首長 (8) 二元代表制 (9)A 25 B 30 C 25 D 4
 (10)a 議会の解散 b 不信任決議

[問題](3 学期など)

次の各問いに答えよ。

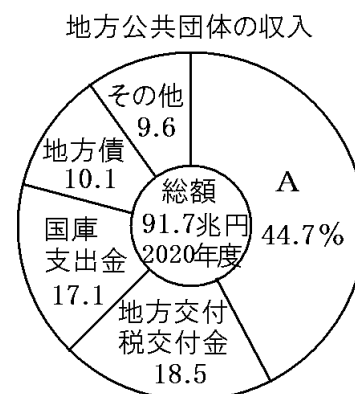
(1) 次の表について、各問いに答えよ。

請求の種類	必要な署名数	請求先
条例の制定・改廃の請求	有権者の(A)以上	(C)
監査請求	有権者の(A)以上	(D)
議会の解散請求	有権者の(B)以上	(E)
首長・議員の解職請求	有権者の(B)以上	(E)

- ① 表のような、住民が直接政治に参加する権利を何というか。
- ② 表の A~E にあてはまる語句を答えよ。
- ③ 首長や地方議員をやめさせたり、議会を解散させたりすることを何というか。カタカナで答えよ。

(2) 次の①，②は、地方公共団体の財源について説明している。それぞれにあてはまる費目を右図から選べ。

- ① 地方公共団体の財政格差をならすため、使いみちを指定せずに国から配分される自由に使える財源。
- ② 義務教育の実施や、道路・港湾の整備などの特定の仕事について、国から使いみちを指定され地方公共団体に支払われる財源。



- (3) 地方財政難の解決策として国が 2000 年から推進し、近隣の町がまとまって広域になることで歳出の効率化を図っていくという政策を何というか。
- (4) 地方の財政を立て直すために 2007 年に制定された法律の名前を答えよ。
- (5) 公共の利益を追求する活動を行うため、自発的に人々が集まってつくる「非営利組織」をアルファベット 3 字で答えよ。

[解答欄]

(1)①	②A	B	C
D	E	③	
(2)①	②	(3)	
(4)	(5)		

[解答](1)① 直接請求権 ②A 50 分の 1 B 3 分の 1 C 首長 D 監査委員
 E 選挙管理委員会 ③ リコール (2)① 地方交付税交付金 ② 国庫支出金
 (3) 市町村合併 (4) 自治体財政健全化法 (5) NPO

【FdData 中間期末製品版のご案内】

詳細は、[\[FdData 中間期末ホームページ\]](#)に掲載 ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆印刷・編集

この PDF ファイルは、FdData 中間期末を PDF 形式に変換したサンプルで、印刷はできないように設定しております。製品版の FdData 中間期末は Windows パソコン用のマイクロソフト Word(Office)の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

◆FdData 中間期末の特徴

中間期末試験で成績を上げる秘訣は過去問を数多く解くことです。FdData 中間期末は、実際に全国の中学校で出題された試験問題をワープロデータ(Word 文書)にした過去問集です。各教科(社会・理科・数学)約 1800~2100 ページと豊富な問題を収録しているため、出題傾向の 90%以上を網羅しております。

FdData 中間期末を購入いただいたお客様からは、「市販の問題集とは比べものにならない質の高さですね。子どもが受けた今回の期末試験では、ほとんど同じような問題が出て今までにないような成績をとることができました。」「製品の質の高さと豊富な問題量に感謝します。試験対策として、塾の生徒に FdData の膨大な問題を解かせたところ、成績が大幅に伸び過去最高の得点を取れました。」などの感想をいただいております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは、印刷はできませんが、製品の全内容を掲載しており、どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。しかし、FdData 中間期末がその本来の力を発揮するのは印刷ができる製品版においてです。印刷した問題を、鉛筆を使って一問一問解き進むことで、大きな学習効果を得ることができます。さらに、製品版は、すぐ印刷して使える「問題解答分離形式」、編集に適した「問題解答一体形式」、暗記分野で効果を発揮する「一問一答形式」(理科と社会)の 3 形式を含んでいますので、目的に応じて活用することができます。

※[FdData 中間期末の特徴\(QandA 方式\)](#) ([Shift]+左クリック→新規ウィンドウ)

◆FdData 中間期末製品版(Word 版)の価格(消費税込み)

※以下のリンクは[Shift]キーをおしながら左クリックすると、新規ウィンドウが開きます

[社会地理](#)、[社会歴史](#)、[社会公民](#)：各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

[理科 1 年](#)、[理科 2 年](#)、[理科 3 年](#)：各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

[数学 1 年](#)、[数学 2 年](#)、[数学 3 年](#)：各 7,800 円(統合版は 18,900 円) ([Shift]+左クリック)

※Windows パソコンにマイクロソフト Word がインストールされていることが必要です。(Mac の場合はお電話でお問い合わせください)。

◆ご注文は、メール(info2@fdtext.com)、または電話(092-811-0960)で承っております。

※[注文→インストール→編集・印刷の流れ](#)、[注文メール記入例](#) ([Shift]+左クリック)

【Fd 教材開発】 Mail : info2@fdtext.com Tel : 092-811-0960